平成２４年（フ）第４４６号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目18番５号
債務者　宮部　治男
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
堺市東区白鷺町２丁15番２号―205号
債務者　小西　洋平
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
堺市西区草部200番地25
債務者　西浦　　正
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１５号
堺市北区北長尾町３丁２番27号
債務者　生越　史華
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
福岡県久留米市諏訪野町2162錦芳ビル406、住民票上の住所福岡県久留米市山川町3118番地５
債務者　天本　節治
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６号
山形県鶴岡市渡前字前堰12番地
債務者　石川　　渉
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第９６号
群馬県太田市台之郷町1429番地９　高原市営住宅２―11号
債務者　田部井なか（旧姓菱山）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６７号
神奈川県厚木市水引２丁目６番24号
債務者　長谷川真美（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２０号
神奈川県秦野市今泉370番地　アヤベハイツ102号
債務者　山口　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３５号
神奈川県秦野市下落合９番地の５　シャルム下落合101号
債務者　益田　伸一
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８０号
神奈川県厚木市岡田１丁目10番52号　大成パレス岡田302
債務者　乙戸　君夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２９８号
神奈川県平塚市西八幡２丁目10番16号
債務者　柳川　　一
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０９号
神奈川県平塚市大神1644番地の23　ハイツパセニア202号、前住所神奈川県厚木市戸田2471番地28
債務者　佐々木　整
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３１６号
神奈川県足柄上郡大井町金子1731番地23　ヴィレッジオオイ201
債務者　池田美奈子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８２号
新潟市秋葉区草水町２丁目７番38―２号
債務者　笠原真美子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
新潟県五泉市今泉750番地
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１０号
新潟市東区南紫竹１丁目７番19号　ハイツゆうとぴあⅢ204
債務者　川崎　　浩
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部